

栗山町景観条例施行規則等（改正案）について

に関する意見募集の結果公表

栗山町景観条例施行規則等（改正案）に対して、町民の皆様からいただいたご意見について、以下のとおり考え方をまとめましたので公表いたします。

寄せられたご意見等について検討した結果、素案の修正を行いました。

貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

【意見募集結果】

案件名	栗山町景観条例施行規則等（改正案）		
募集期間	令和3年8月10日（火）から 令和3年8月31日（火）まで		
意見の件数	1件（1人）		
意見の取扱	A	意見を受けて案を修正したもの	1件
	B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	一件
	C	案を修正していないが、今後の施策等の参考とするもの	一件
	D	案に取り入れなかったもの	一件
	E	案の内容についての質問等	一件
意見の提出方法	持参		1件
	郵送		一件
	ファクシミリ		一件
	電子メール		一件

【意見に対する本町の考え方】

No.	意見等の概要	件数	意見に対する本町の考え方
1	<p>文言について</p> <p>改正案の「太陽電池発電設備」という文言は一般的にはなじまない。「太陽光発電設備」の方が一般的であると思います。</p>	1件	<p>・北海道や他市町村の文言にならない「太陽電池発電設備」としておりましたが、ご意見のとおり一般的になじみのある「太陽光発電設備」と文言を訂正致します。</p>
2	<p>施行規則について</p> <p>改正後の施行規則を町ホームページ例規集に記載願います。現在は施行条例のみが記載されています。</p>	1件	<p>町ホームページ例規集に「栗山町景観条例」のみの掲載となっておりますので、当改正が終わり次第速やかに施行規則を掲載致します。</p>